

I 第 54 号議案 市道路線認定及び廃止の件

第 54 号議案

市道路線認定及び廃止の件

次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考			議 案 参 照 図 番 号
			予定延長 (メートル)	予定幅員 (メートル)	その他	
京地 86 号線	神戸市北区京 地 2 丁目 64 番 14 地先	神戸市北区京 地 2 丁目 47 番 地先	134.80	6.00		その 1
京地 87 号線	神戸市北区京 地 2 丁目 64 番 14 地先	神戸市北区京 地 2 丁目 64 番 38 地先	137.10	6.00		その 1
南五葉 60号線	神戸市北区南 五葉 3 丁目 27 番 110 地先	神戸市北区南 五葉 3 丁目 27 番 102 地先	70.00	6.00		その 2
南五葉 61号線	神戸市北区南 五葉 3 丁目 27 番 111 地先	神戸市北区南 五葉 3 丁目 27 番 112 地先	200.40	6.00		その 2
高倉台 148号線	神戸市須磨区 高倉台 1 丁目 1 番 14 号地先	神戸市須磨区 高倉台 1 丁目 1 番 7 号地先	212.90	12.00		その 3
布施畑 5号線	神戸市西区伊 川谷町布施畑 字 柏木谷 1156 番 32 地先	神戸市北区山 田町藍那字下 相坂 4 番 1 地 先	137.20	最大 45.00 最小 4.30		その 4
港島 69 号線	神戸市中央区 港島中町 4 丁 目 4 番 4 地先	神戸市中央区 港島中町 1 丁 目 3 番 1 地先	677.00	最大 58.60 最小 33.00		その 5
港島 70 号線	神戸市中央区 港島中町 8 丁 目 6 番 1 地先	神戸市中央区 港島中町 7 丁 目 7 番 6 地先	570.00	最大 44.10 最小 33.00		その 5
港島 71 号線	神戸市中央区 港島中町 5 丁 目 1 番 17 地先	神戸市中央区 港島中町 8 丁 目 2 番 1 地先	165.00	最大 62.50 最小 33.00		その 5
見津が 丘 29 号 線	神戸市西区見 津が丘 6 丁目 33 番地先	神戸市西区見 津が丘 6 丁目 12 番地先	227.70	最大 16.00 最小 15.90		その 6
見津が 丘 30 号 線	神戸市西区見 津が丘 6 丁目 30 番地先	神戸市西区見 津が丘 6 丁目 1 番 1 地先	450.10	最大 16.00 最小 8.00		その 6

2 廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考		議 案 参照図 番 号
			延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
須 磨 里 153号線	神戸市北区山田 町下谷上字中一 里山16番10地先	神戸市須磨区白 川字奥谷山798 番地先	265.10	1.00	その7
垂 水 里 283号線	神戸市垂水区 旭が丘1丁目 967番49地先	神戸市垂水区 旭が丘1丁目 967番40地先	36.00	最大 1.30 最小 1.00	その8
垂 水 里 492号線	神戸市垂水区 下畑町字鷺ヶ 尾305番2地先	神戸市垂水区 下畑町字鷺ヶ 尾312番4地先	128.00	最大 1.90 最小 1.60	その9
押 部 谷 里134号 線	神戸市西区押 部谷町木見字 平山697番1地 先	神戸市西区押 部谷町木見字 東平山ノ弐790 番1地先	354.00	最大 2.80 最小 0.80	その10
押 部 谷 里135号 線	神戸市西区押 部谷町木見字 平山701番1地 先	神戸市西区押 部谷町木見字 平山703番地先	27.90	1.00	その10
養 谷 1 号線	神戸市垂水区 上高丸1丁目 1173番1地先	神戸市垂水区 上高丸1丁目 1173番1地先	267.00	最大 4.70 最小 4.00	その11
養 谷 2 号線	神戸市垂水区 上高丸1丁目 1173番1地先	神戸市垂水区 上高丸1丁目 1173番1地先	102.00	最大 4.30 最小 3.90	その11
岩 岡 第 132号線	神戸市西区岩 岡町岩岡字下 場2706番2地 先	神戸市西区岩 岡町岩岡字下 場2706番2地 先	11.30	1.00	その12
山 田 里 858号線	神戸市北区山 田町藍那字平 5番7地先	神戸市北区山 田町藍那字相 坂1番11地先	35.90	2.10	その13
道 場 里 174号線	神戸市北区道 場町平田字木 戸口241番地先	神戸市北区道 場町平田字木 戸口259番地先	23.00	1.00	その14

理 由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 [略]

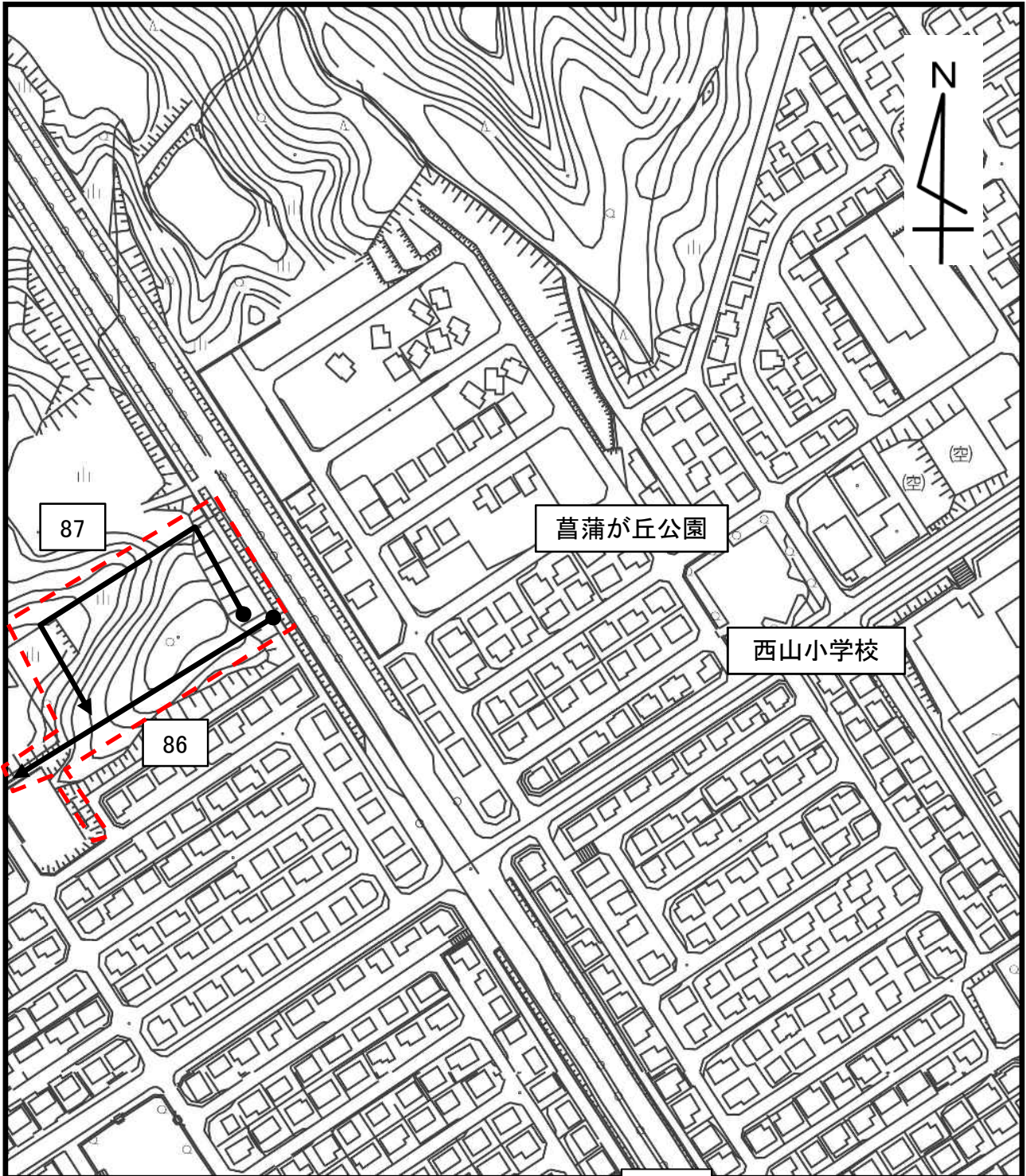
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案参照図(その1)



凡例



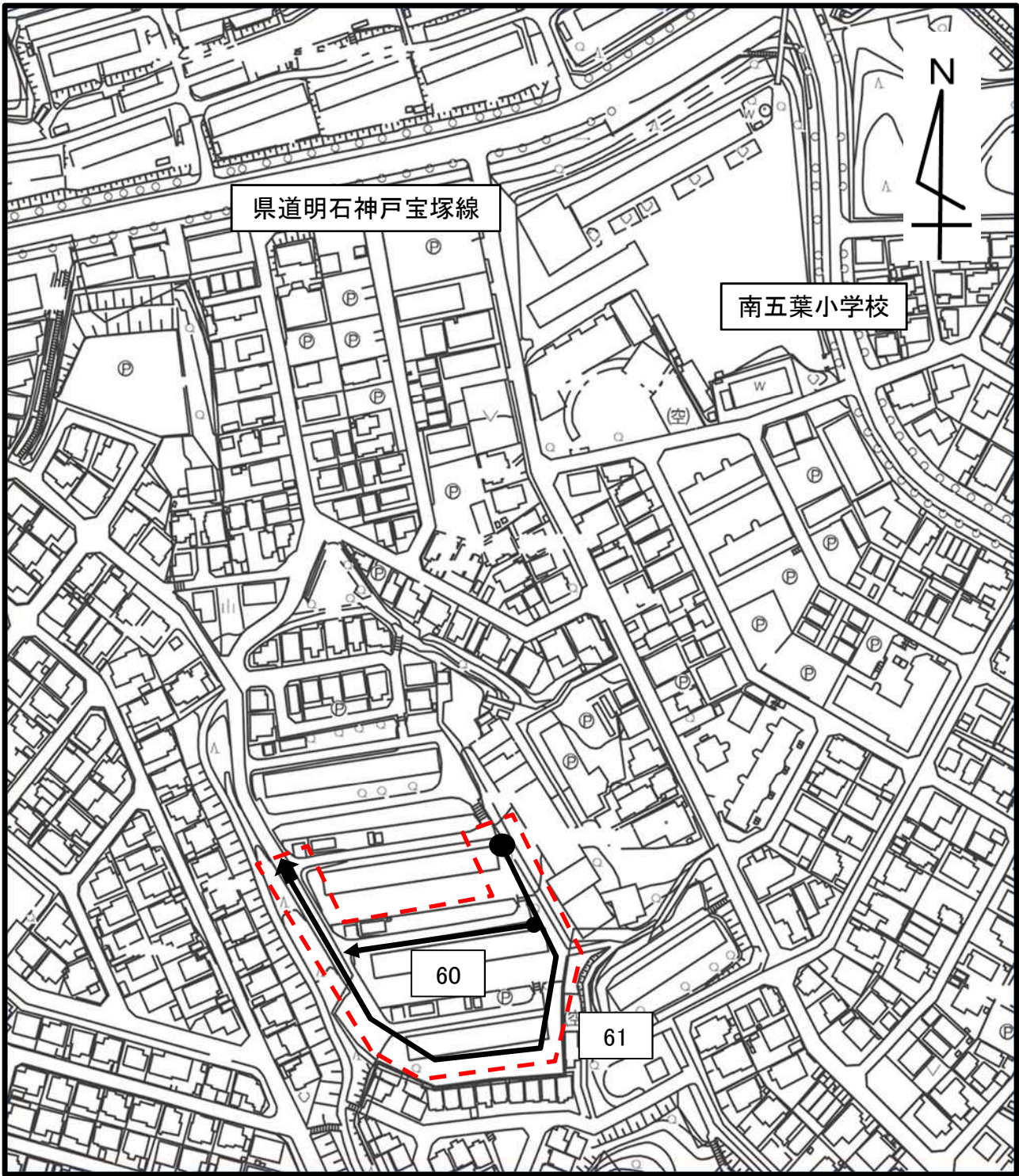
今回認定道路

(京地86号線,87号線)



都市計画法(昭和43年法律
第100号)第29条の許可に
係る開発区域

議案参照図(その2)

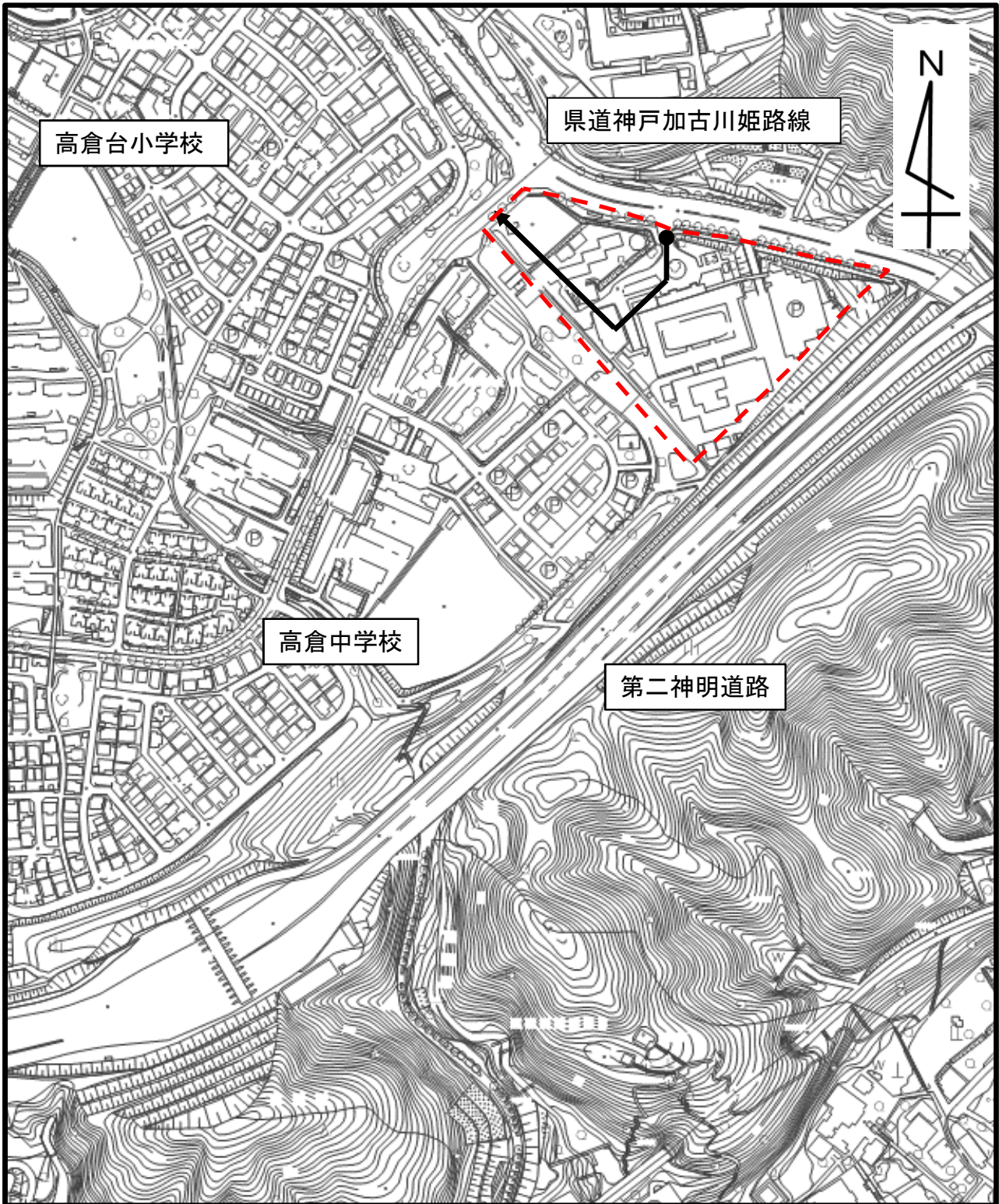


凡例

今回認定道路
(南五葉60号線,61号線)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その3)



凡例

今回認定道路
(高倉台148号線)

●→

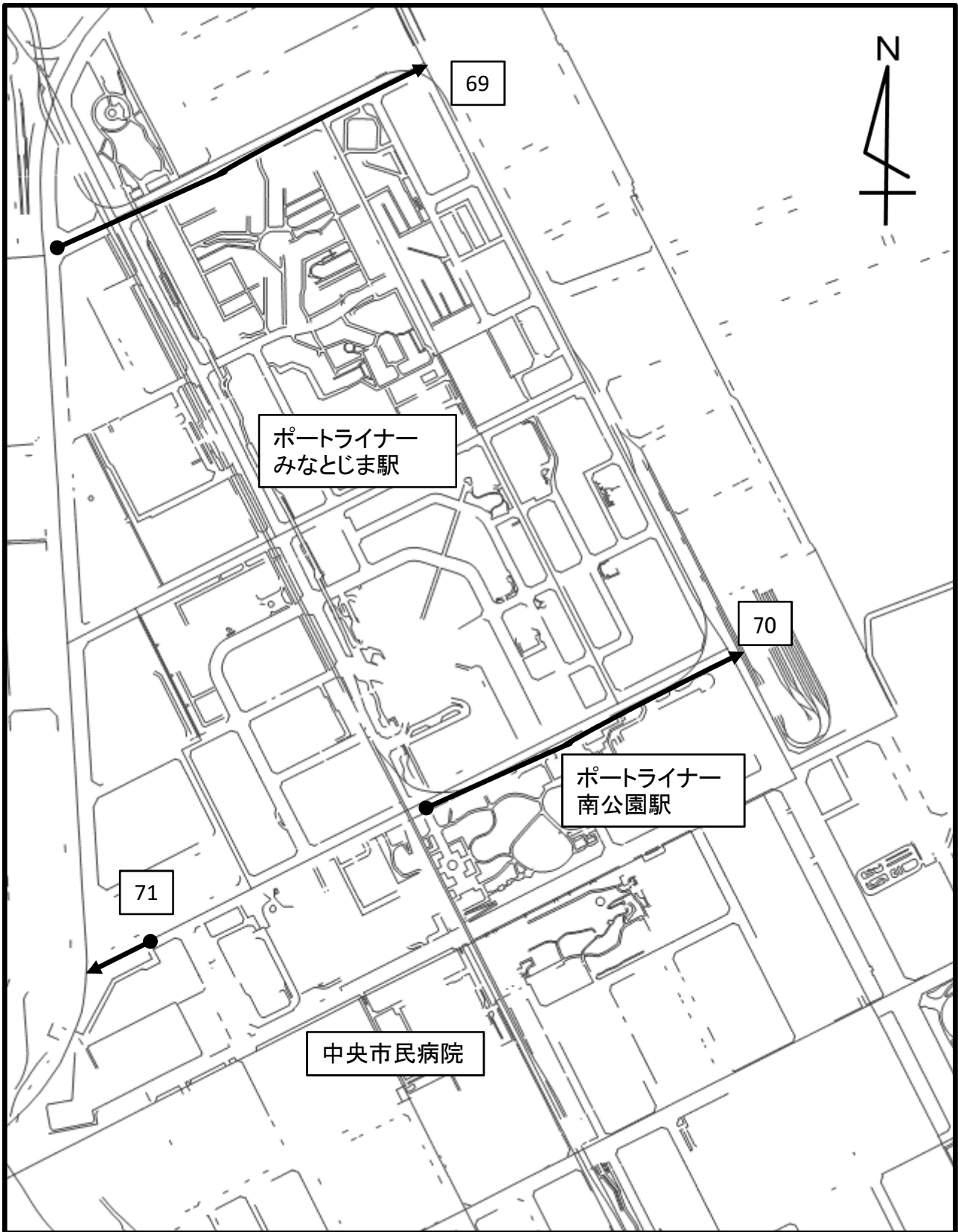
--- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その4)



凡例
●➡ 今回認定道路
(布施畑5号線)

議案参照図(その5)



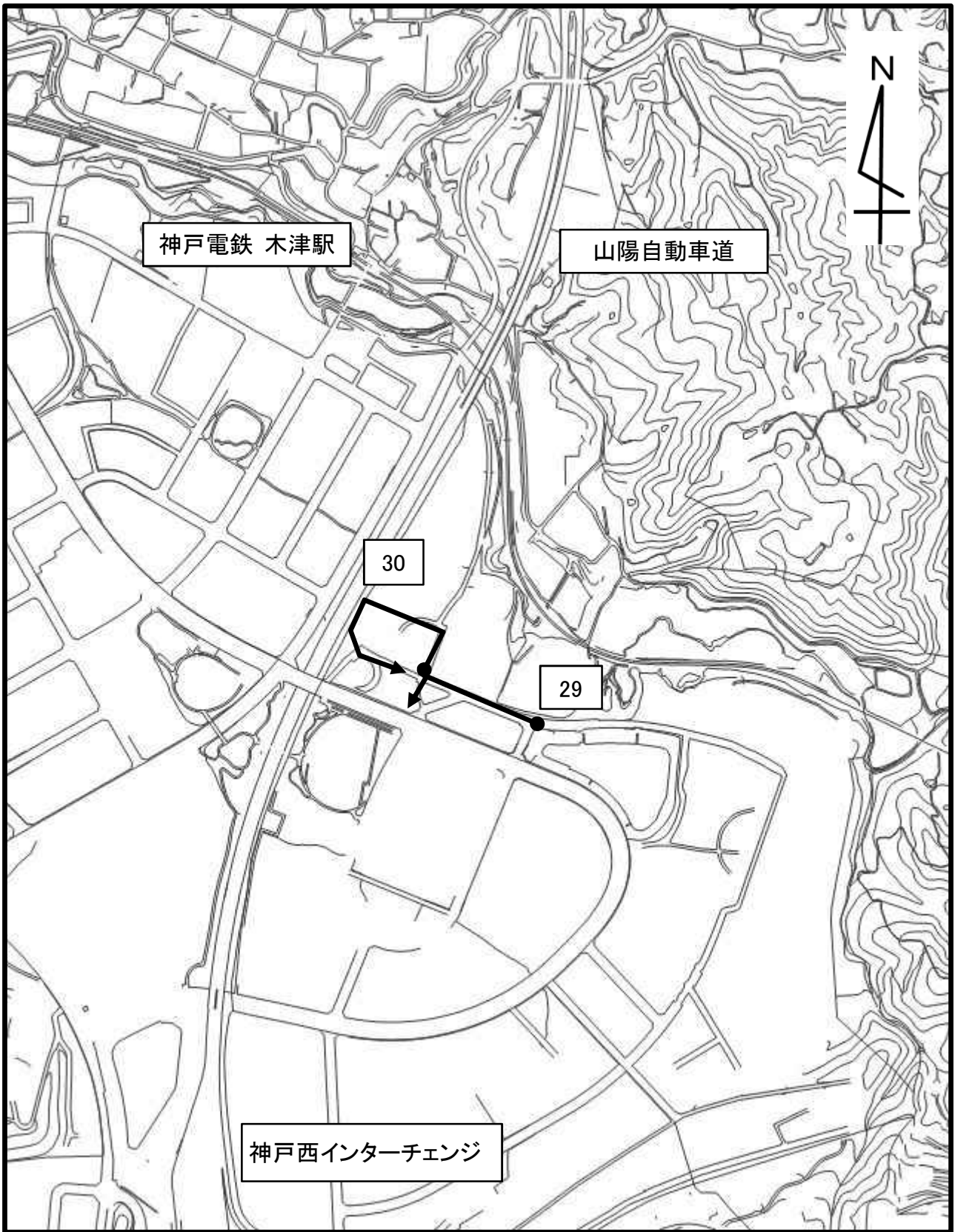
凡例



今回認定道路

(港島69、70、71号線)

議案参照図(その6)



凡例

今回認定道路
(見津が丘29、30号線)

議案参照図(その7)



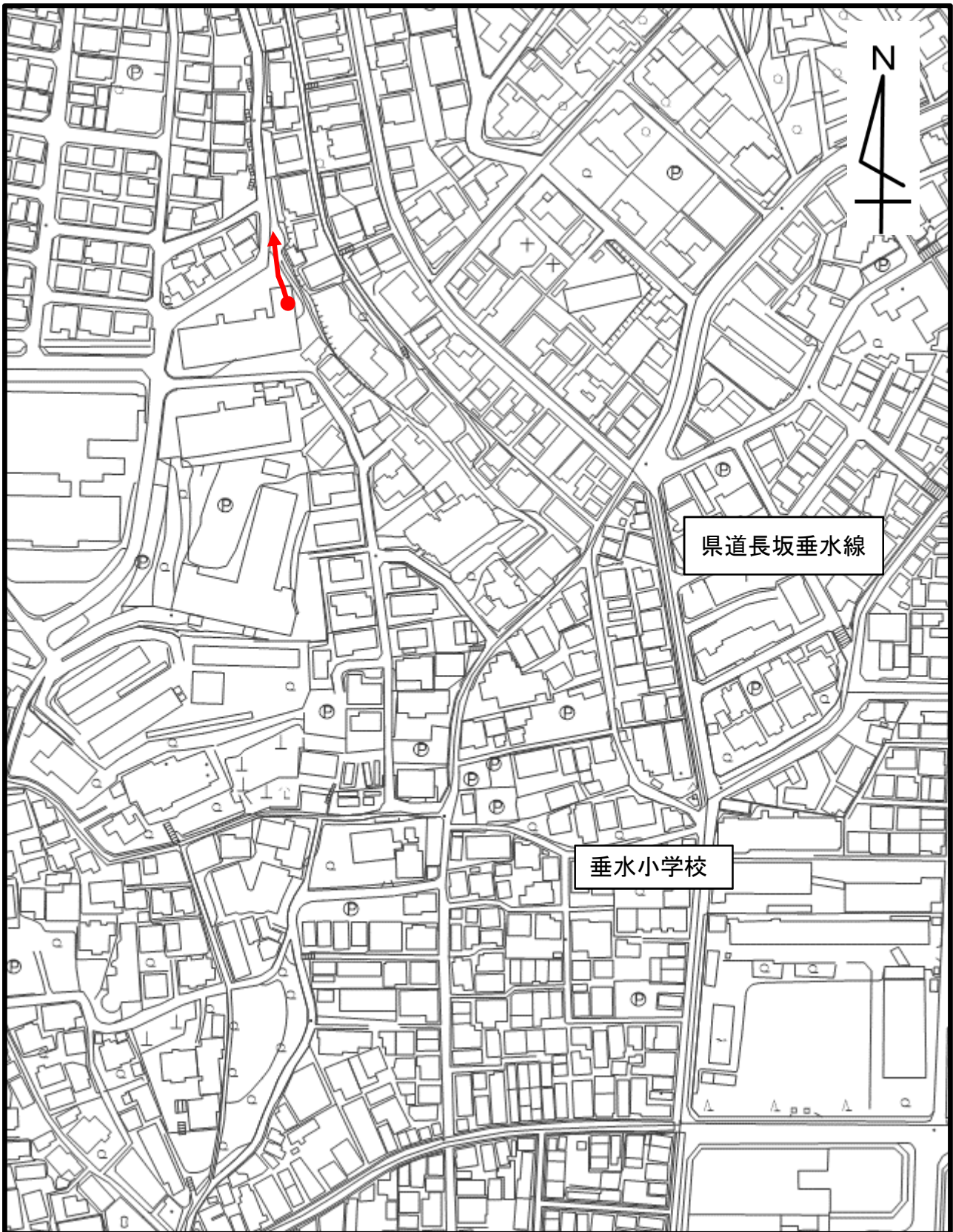
凡例



今回廃止道路

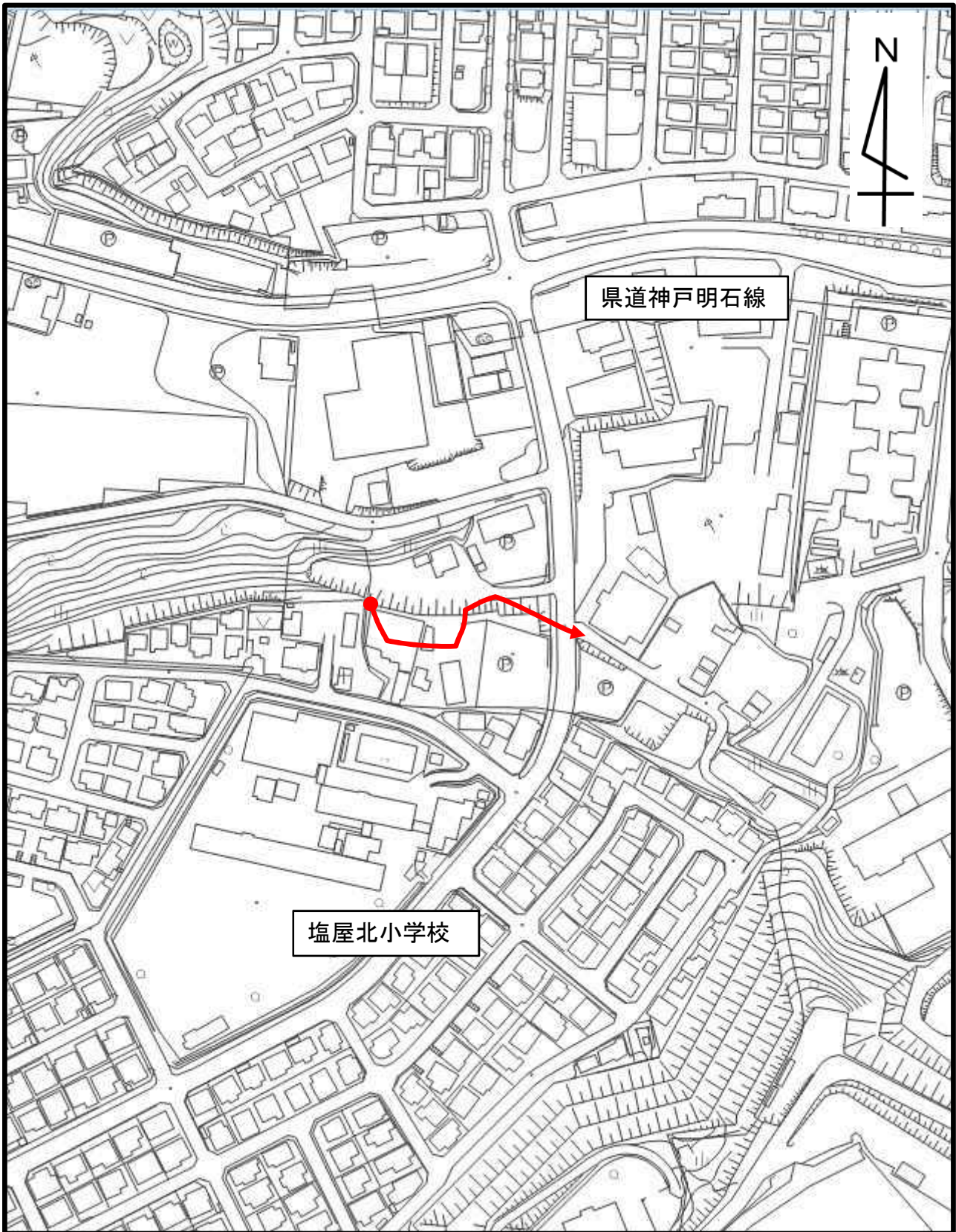
(須磨里153号線)

議案参照図(その8)



凡例	今回廃止道路 (垂水里283号線)
	

議案参照図(その9)

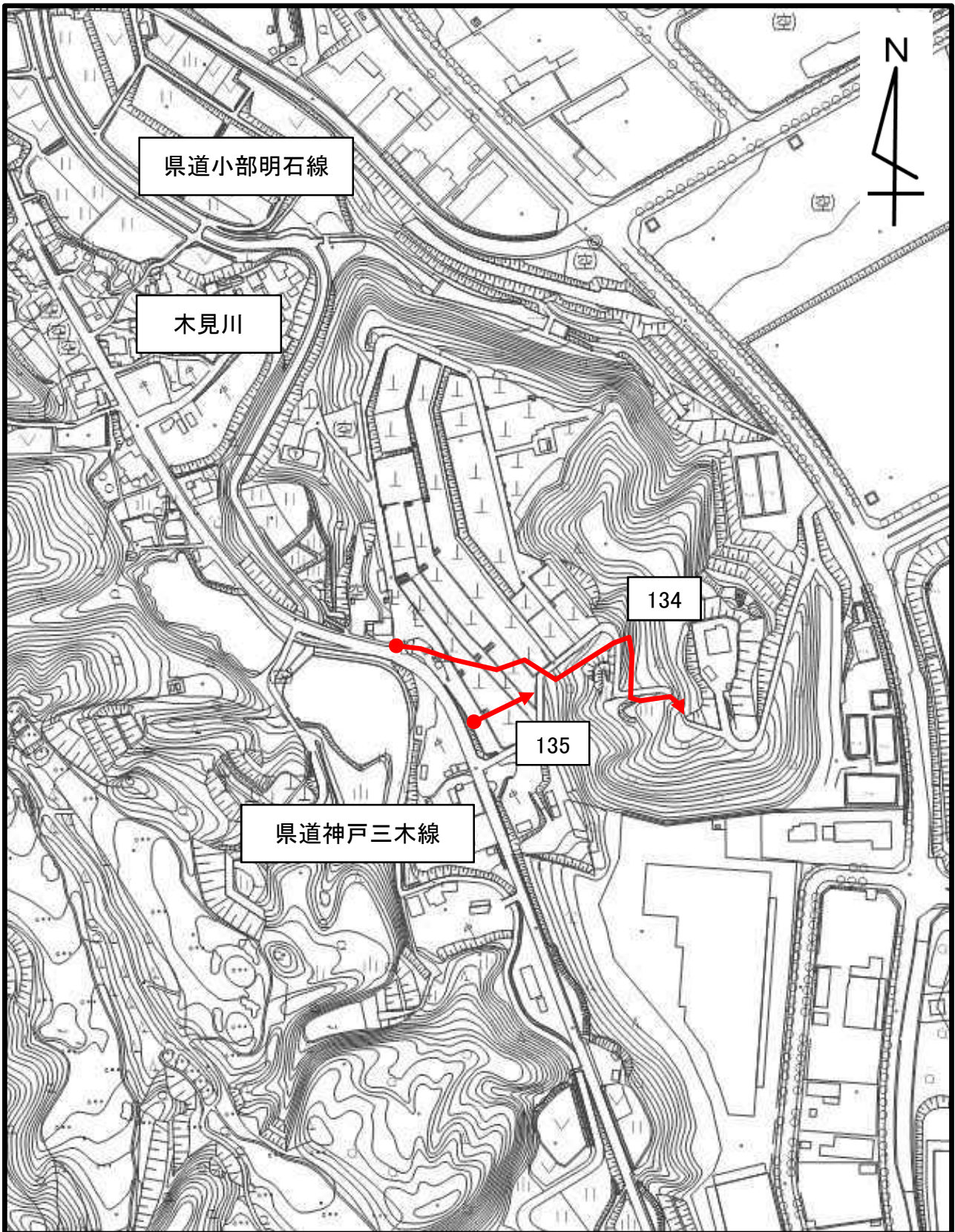


凡例




今回廃止道路
(垂水里492号線)

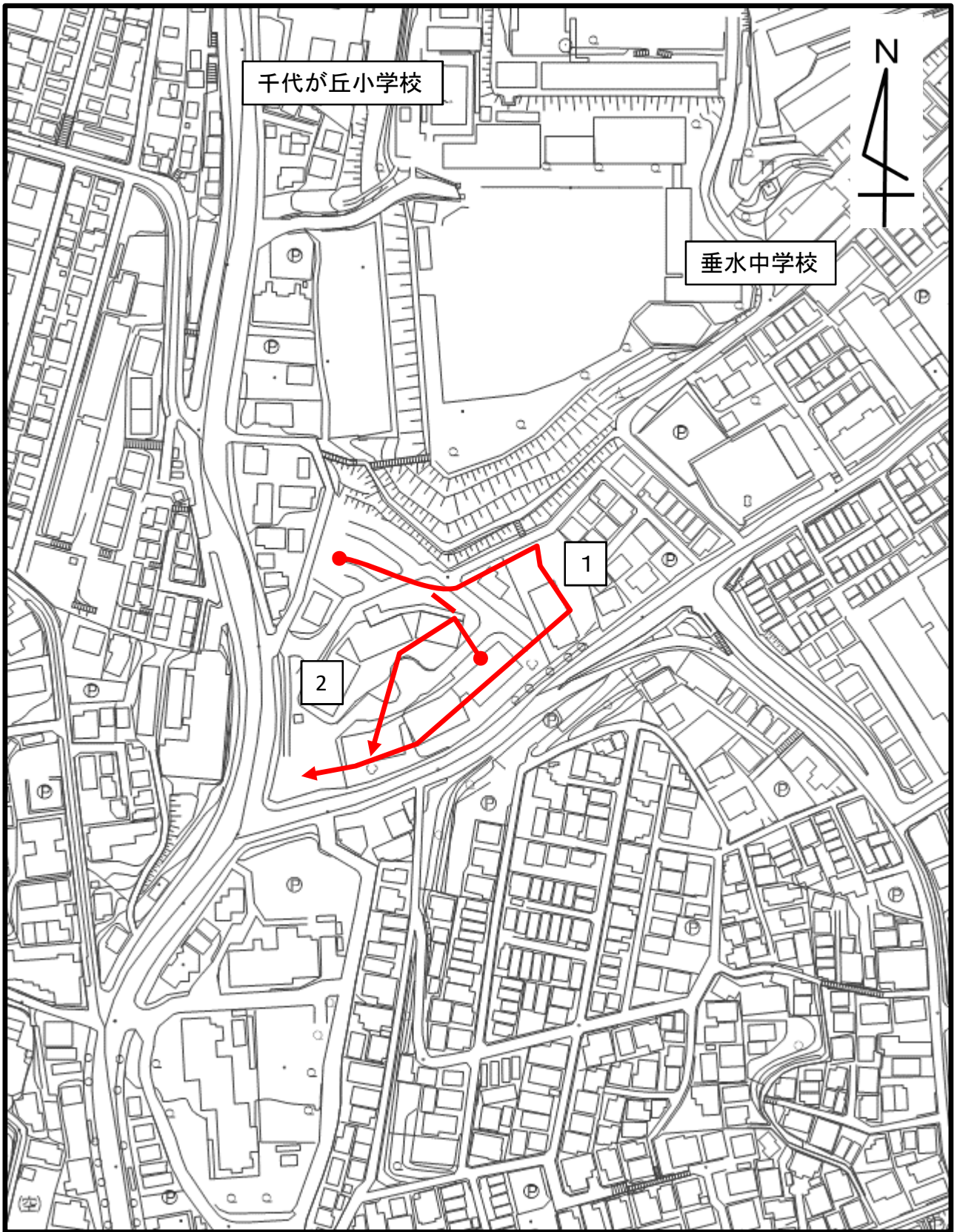
議案参照図(その10)




凡例

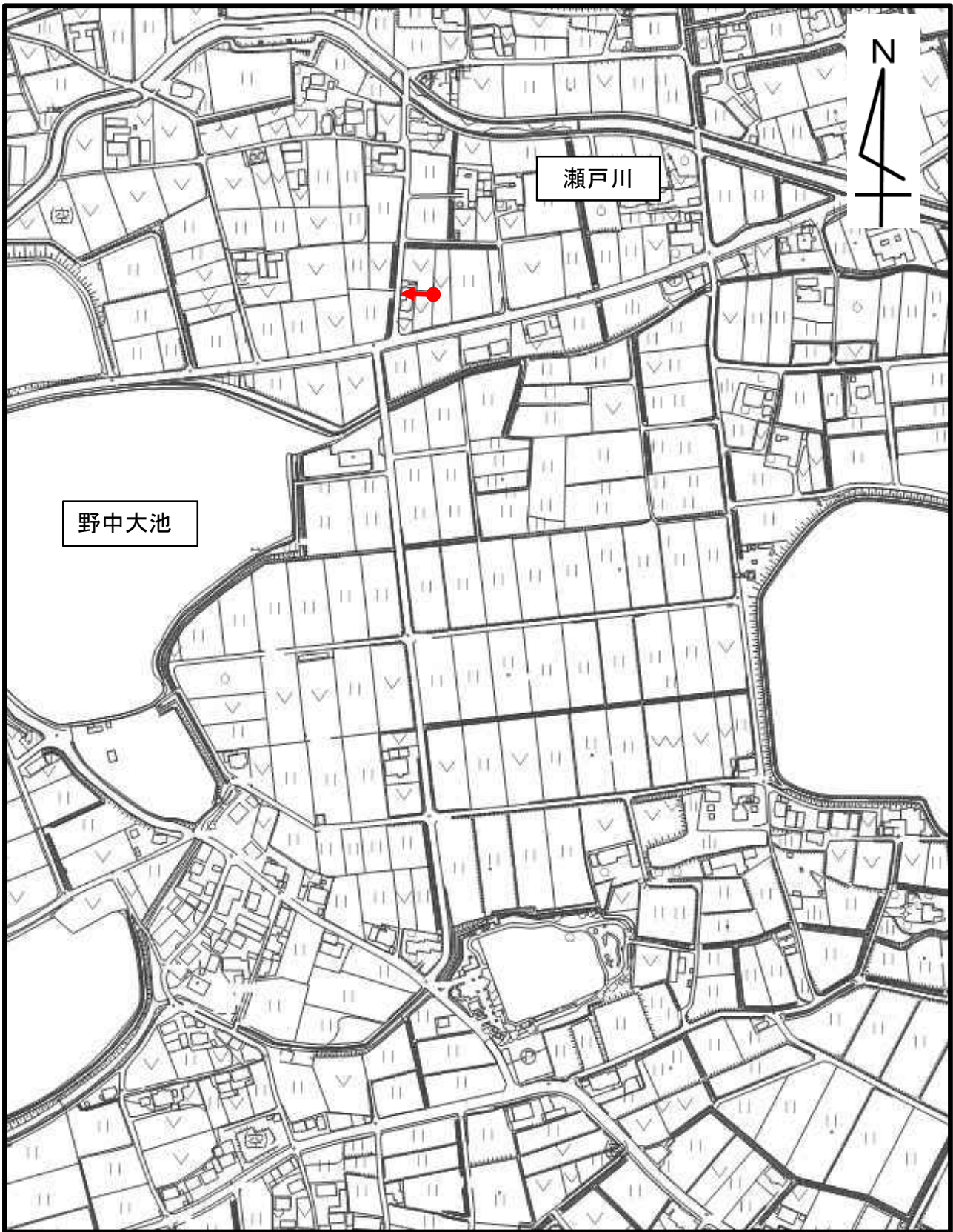
 **今回廃止道路**
(押部谷里134、135号線)

議案参照図(その11)




凡例	今回廃止道路 (養谷1、2号線)
	

議案参照図(その12)



凡例

 今回廃止道路
(岩岡第132号線)

議案参照図(その13)



国営明石海峡公園 神戸地区
あいな里山公園 藍那口

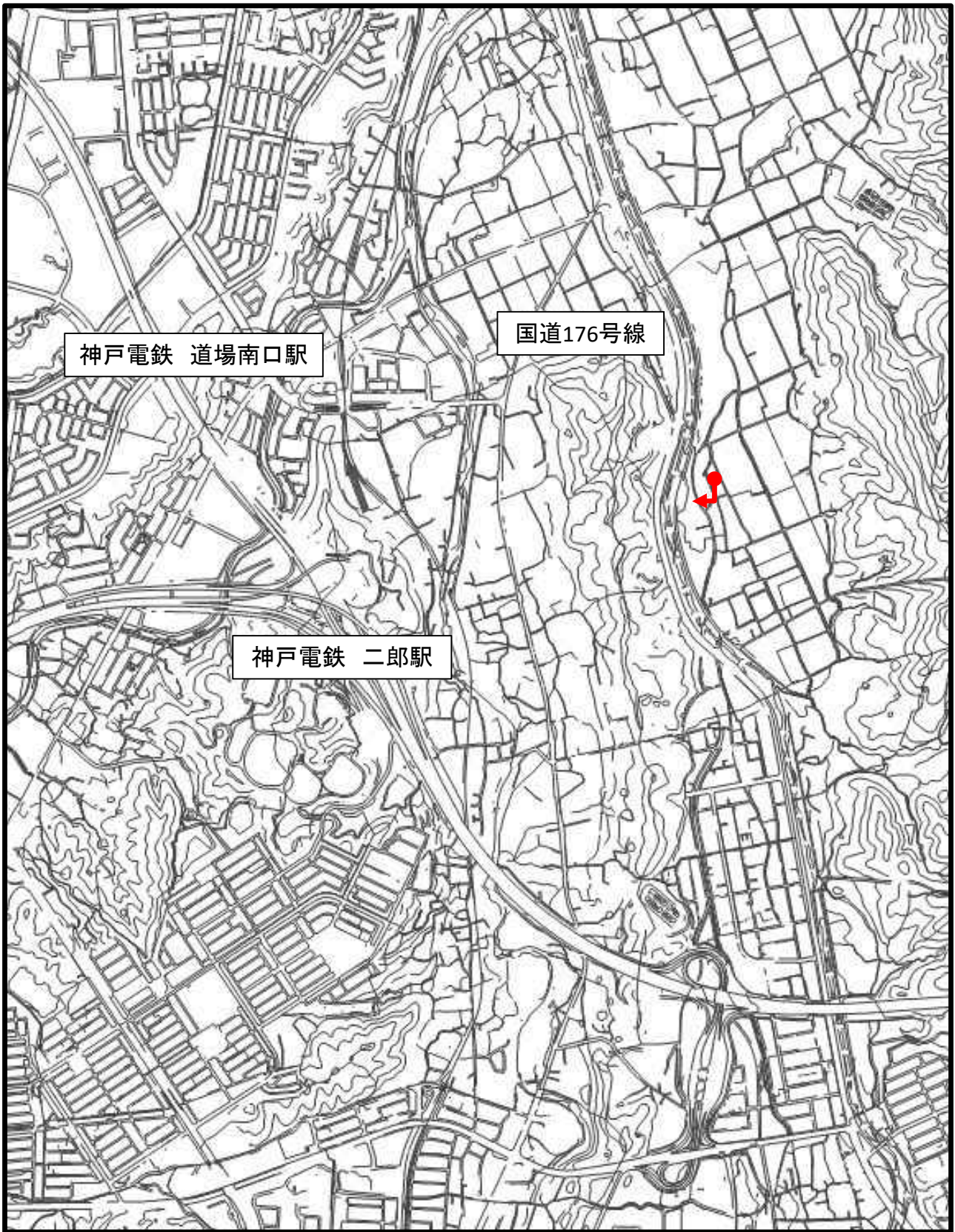
県道小部明石線

国営明石海峡公園 神戸地区
あいな里山公園


凡例

 今回廃止道路
(山田里858号線)

議案参照図(その14)



凡例

 今回廃止道路
(道場里174号線)